

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

福島県企業立地課

(制 定) 令和8年3月31日付け 7産第3085号

福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第18条及びふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱（平成24年1月30日制定。以下「交付要綱」という。）第18条に定める財産の処分についての取扱いは以下のとおりとする。

1 基本的考え方

- (1) 規則第18条の趣旨を勘案すれば、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金（以下「本補助金」という。）により取得し、又は効用の増加した財産については、本補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）に供することが原則であり、その処分については慎重な対応を要する。
- (2) しかしながら、本補助金においては、社会経済情勢の変化や補助事業者自身における事情の変更により、処分制限財産の補助金等の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をすることについて、承認をした方が本補助金の交付目的に資する又は処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合があるため、財産処分の承認をするための基準等の取扱いを定めることとする。

2 財産処分の定義

- (1) 本取扱いで定める財産処分の定義は、以下のとおりである。
 - 転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
 - 譲渡：処分制限財産の所有者の変更。
 - 交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。
 - 貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
 - 担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。
 - 取壊し：処分制限財産の使用を止め、取り壊すこと。
 - 廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること。
- (2) 次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、本補助金の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととする。ただし、要件に該当するかどうか判断するため、適宜資料の提出を求めることとする。
 - ア 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合、又は処分制限財産の一部（延べ床面積の概ね10%を超えない範囲。）について付帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合。
 - イ 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。

(例) 補助事業で取得した建屋の一部を取り壊し、新たに建屋等を増築する場合でも、補助目的（「事業の継続による雇用の維持・拡大」）に合致する場合、目的外使用には該当しない。ただし、当該企業が直接使用する建屋等に限る。

3 承認の手続

(1) 財産処分を行おうとする補助事業者は、処分を行う前に、財産処分事前相談整理票を県に提出するものとする。

県は、その内容を審査し、この承認基準に定める手続の要否を回答するものとする。

(2) 上記(1)で手続が必要と回答を受けた補助事業者は、処分を行う前に、財産処分承認申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

知事は、その内容を審査し、必要に応じ、条件を付して承認するものとする。

(3) 上記(2)に基づく承認を受けた補助事業者は、財産処分の実施後速やかに、財産処分報告書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

なお、補助事業者は財産処分に伴う知事の指示があった場合には、これに従うこととする。

4 財産処分の承認の基準

(1) 補助事業者からの財産処分の申請について、規則第18条の承認をする場合には、本取扱い5で定める金額を県に納付する旨の条件を付して承認するものとする。

ただし、知事が適当であると個別に認める場合（※）には、県への納付条件に代えて、又は県への納付条件と併せて、再処分条件を付することができる。

※ 「知事が適当であると個別に認める場合」の例は次のとおり。

【県への納付条件に代えて再処分条件を付すもの】

・補助対象資産の故障・滅失（事業者の重過失である場合を除く）等に伴い、同等品を購入し、更新する場合（購入額が補助対象資産の残存価額を下回る場合を除く）。

・補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等。

【県への納付条件と併せて再処分条件を付すもの】

・一時的な有償貸付等

ア 再処分条件を付す場合の財産処分については、当初の処分制限期間を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない。

イ 再処分条件を付された者が行う財産処分についても、この取扱いを適用する。この場合において、当該施設等に係る経過年数は、財産処分前に使用した期間及び財産処分後に使用した期間を通算した年数とする。

(2) 県への納付に関する条件を付さない場合

以下については、上記(1)に関わらず、県への納付に関する条件を付さずに承認できるものとする。

ア 道路の拡張整備等の補助事業者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

イ 社会経済情勢の変化等により処分制限財産を維持する意義が乏しくなった、又は補助事業者の資金繰りの悪化等により処分制限財産を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し等（ただし、知事が認めるものに限る。）

ウ 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であつて、次に掲げる場合に該当するもの

(ア) 国又は地方公共団体の補助事業又は委託事業（これらの事業と関連する事業を含む。）その他公共性の高い事業として知事が適当であると個別に認めるものを使用するための財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）。

(イ) 国又は地方公共団体に対して行う無償譲渡又は無償貸付。

エ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であつて、ウ(ア)又は(イ)に規定する場合に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであつて、知事が適当であると個別に認めるもの

(3) 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分を行おうとする補助事業者は、処分を行う前に、財産処分（担保権設定）承認申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

知事は、その内容を審査し、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権が実行に移される際に本取扱い5(3)に規定する金額を県に納付させることを条件として、承認するものとする。

ア 当該補助対象財産を取得するために行われるもの。

イ 補助事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの。

(4) 承認の特例

上記に関わらず、財産処分報告書（様式第3号）により知事への報告があつた次に掲げる財産処分については、上記(1)の規定にかかわらず、知事の承認があつたものとして取り扱い、県への納付は求めないものとする。

ア 補助事業完了後の災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等（補助事業者の故意又は重大な過失によらないものに限る。）の取壊し又は廃棄。

イ 財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律（※）により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の承認を受けたものとみなされた財産処分については、本取扱いに定める承認その他財産処分に係る手続きを要しない。

※ 財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律例

- ・ 地域再生法（平成17年法律第24号）
- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）
- ・ 総合特別区域法（平成23年法律第81号）
- ・ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号） など

5 県への納付金の額

(1) 有償譲渡又は有償貸付

処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊し又は廃棄

県への納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊し又は廃棄に係る県への納付金額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じて得た額と前記の金額で高い方とする。

(3) 担保に供する処分(抵当権の設定)

抵当権が実行に移された際に納付すべき県への納付金額は、5(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和8年3月31日から施行する。
- 2 施行日前に財産処分の承認を受けているものについても、この取扱いに基づいて対応することができるものとする。